

児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案概要

目的

通学中の児童が巻き込まれる交通事故の発生を防止するとともに、犯罪行為、災害その他の交通事故以外の事由により通学中の児童に生ずる危険の減少を図るため、交通安全をはじめとする児童の通学中における安全の確保に関し、基本指針、市町村児童通学安全計画、児童通学安全協議会等について定めることにより、児童通学交通安全区域における交通の規制、児童が通学のために通行する道路の整備その他の児童通学安全確保対策を推進し、もって児童が安全に通学することができる社会の実現に寄与すること。

定義

児童通学交通安全区域 小学校の周辺の区域のうち、市町村が、児童の通学中における交通安全の確保のため、その全域にわたって時速 30km 以下とすることを基本とする車両の最高速度の指定を行い、かつ、その全部又は一部の道路について車両の通行の禁止又は制限を行うことが特に必要な区域として市町村児童通学安全計画において定める区域

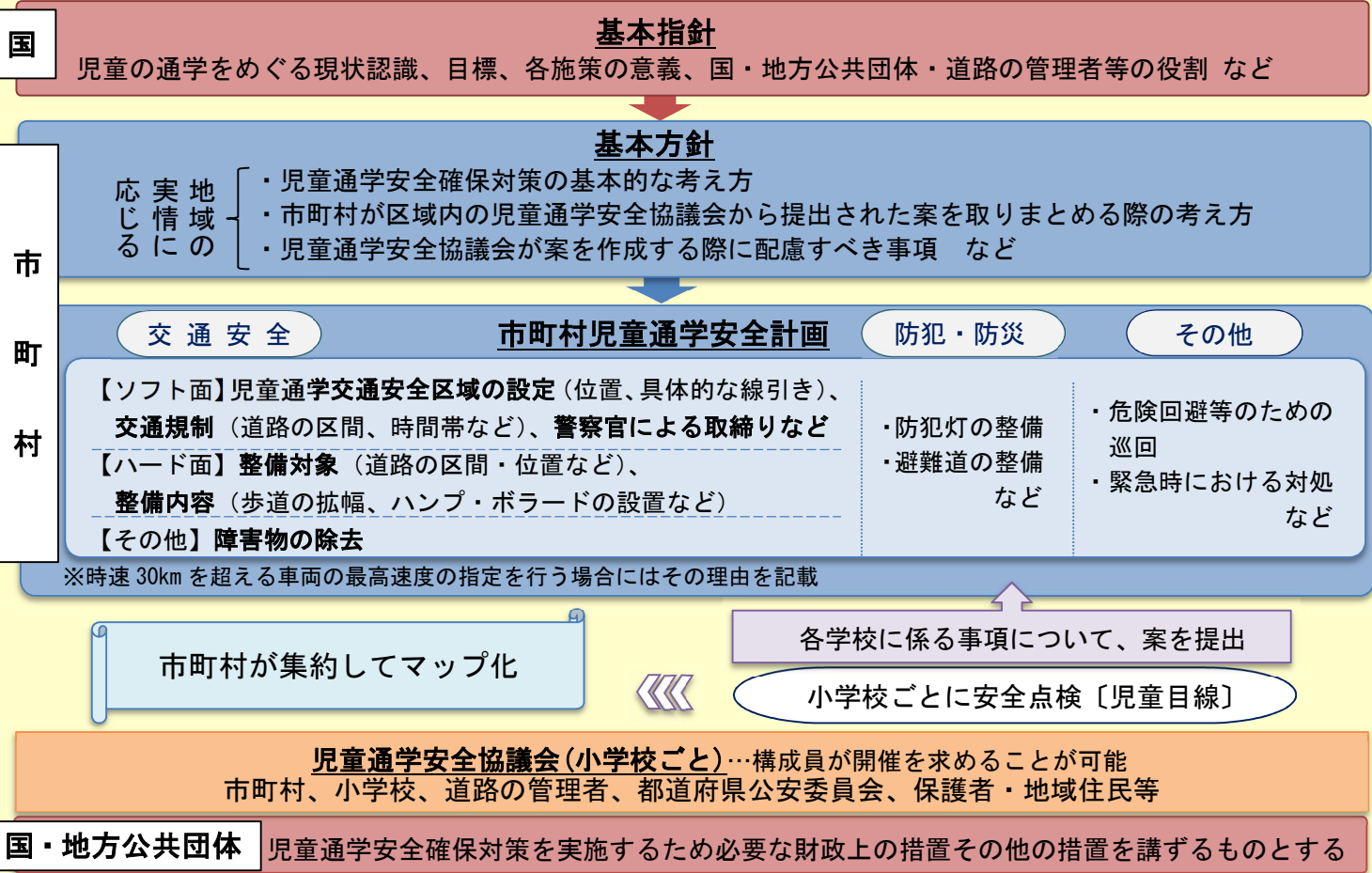
児童 小学校に在学する者 **道路** 道路交通法の道路（農道等は含まれ、高速道路等は除かれる。）

責務

国及び地方公共団体 交通安全をはじめとする児童の通学中における安全があまねく全国で確保されるよう、それぞれの役割を踏まえ、児童通学安全確保対策を策定・実施する責務を有し、必要な体制整備を行う

国民 児童の通学安全の確保の重要性について理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる児童通学安全確保対策に協力するよう努めなければならない

制度の仕組み



その他の施策

危険情報の共有体制の整備、啓発活動、自主的に誘導等の活動を行う者に係る環境の整備、研究開発の推進等

検討条項

- ①児童通学安全確保対策の拡充、この法律に基づく施策により安全の確保が図られる者の範囲の拡大等
- ②道路交通に関する規制、歩行者の道路の通行の安全を確保するための施策等の在り方